

令和3年度 車両運行・整備委員会事業計画

I 現状と課題

1. 昨年度車両事故はほとんどなかったが、安全運転に対する意識を維持、向上させる取り組みは必要。
2. 稼働率が低い車両のバッテリー上がりの対策が必要。
3. タイヤ交換は環境整備の日に実施しているが、冬は天候により間に合わなくなる可能性がある。
4. オイル交換はほとんど事務部に依頼して実施している。
5. 洗車は車両整備委員会主導で計画実施することができていない。

II 重点的取り組み

1. 安全運転の徹底

- ①安全運転管理者と調整し、安全運転講習会ができるだけ多くの職員に受講してもらうことで安全運転に対する意識の高揚、運転マナーの向上を図る。また、受講できなかつた職員へのフォローを確実に実施する。
- ②職員会議で事務部から安全運転のポイントが周知されているが、車両整備委員の視点からのポイントもできるだけ発信していく。

2. 車両整備

- ①毎月1回定期点検整備を点検表に沿って確実に実施し、不具合箇所の早期発見に努める。不具合があった場合、速やかに改修の手配をする。
- ②タイヤ交換は天候状況を判断しながら4月と11月下旬～12月上旬に実施する。交換用タイヤは早めに体育館の玄関横に運んでおく。(エスティマ・ニアキャブ、ハイゼット222のタイヤを交換する。フリードは運んでおくだけでよい)

3. 車両清掃・洗車

- ①公用車を使用した職員は車内にゴミや汚れを残さないよう降車時に必ず点検を行い、また、燃料計が半分以下になつたら必ず給油し、次に乗る方が気持ちよく乗ることができるように注意する。
- ②管理委員会と協力し、5月に公用車の洗車を実施する。また、適宜汚れ具合を見ながら洗車を実施する。大型バス・マイクロバスは使用する行事(交流イベント・ハイキング等)の前に状況に応じ洗車に行く。

令和3年度 公用車年間車両点検・車検予定表

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
大型バス			車 検			法 定			法 定			法 定
マイクロバス	法 定			法 定			法 定			車 検		
トラック			車 検									
エスティマ												
チェアキャブ												
セレナ	車 検											
サクシード 5489			車 検									
サクシード 5490			車 検									
ハイゼット 9617	車 検											
ハイゼット 220												
ハイゼット 222												
フリード							車 検					

※法定・・・法定点検日（大型バス、マイクロバスは3ヶ月ごとに点検実施）

※大型バス、マイクロバス、トラックは毎年車検を実施する。

文責：東棟2階生活支援員 小池 正二

令和3年度 広報委員会 事業計画

I 現状と課題

1、機関誌の発行

昨年度は計画通り年3回（4月、8月、1月）に機関誌「しらかば」を発行。新型コロナウイルスの影響により例年開催していた諸々の行事が中止や延期となり、機関紙掲載内容が大きな変化した。園の明るさを表す写真を出来るだけ活用・掲載したかったが、社会的観念から、主に「感染症関係」の対応や目標等が文面の殆どを飾るような形になってしまった。今後の課題としてコロナ禍の中、各生活棟ごとで利用者様が楽しめるような活動を企画・実施している為、利用者様の楽しまれている様子をご講読されている方に観て頂けるよう活動写真を多く取り入れていきたい。

2、ニコニコ新聞の発行

毎月末に1回発行。毎月1日に各生活棟ごとに貼り出し及び利用者様に提供。作成者は地域交流委員会と連携し、年間で毎月ごとの作成担当者を決定。主役となる利用者様は毎月異なり対象の方の楽しみ紹介・その月の誕生日者・月間予定を掲載。利用者様がご講読されやすいよう簡易的で分かりやすい物にしたが、利用者様に社会情勢を認知・理解をして頂く為、感染症を含む「社会的話題」の提供や掲載は必要と感じた。今後「社会的話題」の掲載を広報委員会の方で各月の作成担当者に呼び掛けていきたい。

II 重点的取り組み

1、機関紙の発行

- ① 全生活棟の情報収集・活動の企画や案件・写真関係を広報委員会で連携及び把握
※ 全生活棟・・・「jumpin’」「グループホーム」含む 清明会関連全般
- ② 掲載内容に関して、★事務（施設長、支援部長、事務部長、医務、栄養士等）と適宜確認
- ③ 外部の印刷会社（諏訪印刷と適宜連絡を取り合い、確実に発行予定月での発行実施
- ④ 配布や郵送は広報委員会で連携、郵送時は広報委員会から「ヤマト運輸」に依頼
- ⑤ 個人情報取り扱い（守秘義務・過去の機関紙を含む資料の整理整頓）

2、ニコニコ新聞の発行

- ① 年間で毎月ごとの作成担当者を地域交流委員会と連携して決定
- ② 基本的な記事内容の他、「社会的話題（自治ニュース等）」の取り入れを指示及び呼び掛け
- ③ 前月末～当月1日迄に全生活棟必要枚数発行と配布・当月1日に各生活棟に展示の指示

3、ホームページ作成

- ① しらかば園交流会、もみじ祭、クリスマス会（厄投げ・どんど焼き・還暦祝い等）
年度中3回作成と転載の実施
※ 上記行事が中止及び延期となる場合は、計画内容を変更する

4、もみじ祭パンフレット作成

- ① 行事委員会及び各生活棟、★事務と隨時連携を図り作成
※ もみじ祭が中止となる場合は、計画内容を変更する

文責：生活支援員 近藤 真光

地域交流委員会事業計画

1、現状と課題

- ・地域交流委員会の活動は、御利用者様を地域の行事、イベントへ参加をして頂いたり、地域の方々との交流を深める為に活動をしております。
また地域で行われているイベント等に積極的に参加する事で、しらかば園を知って頂く機会となっています。
- ・新型コロナウイルス感染・拡大防止の為、毎年参加している諏訪湖一周ウォークや富士見町生活展の他、地域の中学校の行事の案内が届いた際は、付き添い方法を含めて生活支援部長と検討し、可能な限り地域行事への参加を考えていく。
- ・毎月実施している趣味の会のお茶会、お華の会は、高齢化や体力の低下により参加の回数が減ってしまわれるご利用者様も居りますが、趣味の会の参加を楽しみにされている方も多く、参加の募集を適宜行い、多くの御利用者が趣味の会に参加できるよう検討したい。
- ・しらかば園御利用者の趣味の会や地域での活動の様子を機関紙「しらかば」に掲載し、地域の方々へ配布し、しらかば園の活動を周知して頂く。

2、重点的取り組み

- ・ふれあいセンターでのお茶会（6月）
地域の高齢者様と交流会
- ・富士見中学校文化祭「白鈴祭」見学（9月）
ボランティアの生徒さんとの交流
展示物の見学、吹奏楽部演奏など観賞
- ・諏訪湖一周ウォーク（9月）
- ・富士見町生活展（11月）
御利用者の手作り作品の販売を行う。
他の団体の出展ブースの見学を通じ地域の方々との交流を深める

- ・カーブミラー清掃・ゴミ拾い活動
実施場所はしらかば園の周辺のカーブミラー2箇所
ゴミ拾いについては園からどちの木交差点までの間を行う。
- ・ボランティアの受け入れ（もみじ祭）
ボランティアの受け入れ規定により失礼のないように受け入れる。
しらかば園の行事に合わせ、行事委員会と連携して計画的に実施する。
- ・趣味の会（お茶の会、お華の会）
毎月、指導される先生のご都合に合わせて実施する。しらかば園の都合で延期の場合は再度、調整を行う。
お茶の会、お華の会ともに、活動日は第1土曜日の午後実施している。（8月、1月は除く）
- ・機関誌での活動紹介
広報委員会と連携し、行事に参加した様子等を機関紙「しらかば」に載せ、地域の方々配布し理解を深めて頂く。
- ・その他
地域の行事やイベント等の案内通知が届いた際は、参加希望者を集め、支援部長と付き添いの職員なども調整し参加を検討する。参加の行事名、日時、場所、参加者、付き添い職員等記載した活動計画書を作成後、参加を実施する。
※いずれの行事も委員長が連絡調整を行い、主に委員所属の職員が企画の立案、実施を行うものとする。

文責：生活支援員 藤森 泉季

行事委員会 事業計画

1. 現状と課題

- ・昨年度計画した行事は新型コロナウイルス感染対策により、ご利用者様及び保護者様を含めた外部関係者との接触を避けることに重点を置き、殆どの行事が中止となり各棟で計画したクリスマスパーティのみ実施となった。
今年度も引き続き新型コロナウイルス感染対策を行う必要があり、行事を実施する場合でも感染リスクを減らす事やイベントの小規模化を考慮し準備を行う必要がある。
- ・懸案事項である交流イベントの見直しについては、新型コロナウイルス感染の状況も踏まえてイベントの内容を見直す必要があると考える。

2. 重点的取り組み

(1) 新型コロナウイルス感染対策を考慮したイベントの検討。

- ・交流イベントやもみじ祭といったご利用者様間及び保護者様を含めた外部関係者と接触するイベントのあり方を検討し可能であれば実施する。
- ・各棟内で出来るイベントの検討及び小規模化の検討を行い実施する。
- ・人との接触による感染リスクの軽減方法、感染対策を取りながら交流できる方法を模索し、コロナ禍における“出来るイベント”を検討する。

(2) 交流イベントの内容の見直し

- ・交流イベントを開催するとなった場合、ご利用者様が園外に出ることで新型コロナウイルスへの感染リスクが増えるため、園内で出来る企画とし来園者との交流（接触）方法などを検討し、感染対策を取りながら、ご利用者様と保護者様が交流できるよう内容の見直しを行います。

3. 各行事の予定

①諫訪地区スポーツ大会	5月29日 (土) (例年5月最終土曜) (実行委員にて中止の方向で検討中)
②交流イベント	6月19日 (土)
③もみじ祭	11月13日 (土)
④クリスマスパーティー	12月24日 (金)
⑤どんど焼き、厄投げ、還暦祝い	1月11日 (火)

文責：行事委員会 飯島 功士

事故防止対策委員会

I 現状と課題

- ・ しらかば園利用者の高齢化に伴う身体機能の低下から転倒し頭部打撲により硬膜下血腫に至った事故が 2 件発生している他、食事摂取を急ぐ(職員が)あまりの誤嚥事故や誤薬事故が昨年度を上回るペースで発生している。
何れも利用者それぞれの身体状況を適切に把握して対処していれば防げたものであることは言うまでもなく、また、職員の休憩時間や有給休暇ばかりを優先するが故の事故であることは明らかである。
一方で昨年度から問題にしている、安いな利用者の身体拘束や経済搾取を疑わせる事案が発生していることを併せて考えると職員の社会性、倫理感の欠如にこそ原因は求められるように思う。
その都度に長野県、東京都及び関係機関、保護者、後見人へ報告をあげ、原因の究明と対策を徹底してはいるものの、昨年度も治まることがなかった。

II 重点的取り組み

- ・ 何よりも職員の社会性、職業倫理の再構築し、せめて、就業中の意識を目の前の利用者に向けられるよう研修を進めます。
- ・ 引き続き、ヒヤリハット、事故報告の集積と解析を忠実にし、危険因子を早く除去できるようにそれぞれの業務ごとのマニュアルの見直しをすすめていきます。
- ・ 人事考課制度を推進し、人権意識の低い職員の撲滅を目指します。

文責:施設長 大島良彦

身体拘束廃止委員会事業計画

I 現状と課題

- ・昨年度に続き、お試し拘束をやめようとせず、処分者を出すに至った。
事故防止委員会同様職員の休憩時間、有給休暇を最優先した業務遂行にこそ、その原因があり、更に突き詰めれば職員の倫理感の欠如に原因は求められる。
- ・今年度、3 年に一度の介護報酬改定の中で、施設内で漫然と行われる身体拘束、国の示すガイドラインに則った手続きを実施していないものが散見された場合、及び身体拘束廃止のための職員研修が未実施と認められた場合はその状態が改善されるまでの間利用者一人につき一日 5 単位を減算することが明文化された。
年間だと、50 円×94 人×365 日=1,715,500 円、その拘束が 2 人になればその倍現状ではしらかば園の経営そのものが圧迫されかねない。
一刻も早い職員の意識の向上が何よりも求められているのではないか。

II 重点的取り組み

- ・利用者の立場に立った丁寧な支援こそが、ルール無視の身体拘束を廃止していくための最低条件である、ルール無視の身体拘束に対する厳罰が必要な場合には清明会懲罰委員会へ判断を求める。
- ・拘束解除のカンファレンスも一拘束一カンファで継続する。

文責:施設長 大島良彦

感染対策委員会

I 現状と課題

- ・新型コロナウィルス感染症に始まり、新型コロナウィルス開けた1年を経験し、しらかば園内でクラスターを発生させずにこれた実績と、この間に得た感染対策の知識を精査、整理し感染症対策のBCPの作成を当委員会を中心に進めていく必要があると思われる。
十分とは行かないまでもこの一年の経験を無駄にせず将来に生かしたい。

II 重点的取り組み

- ・しらかば園感染対策BCPを作成し、職員間で徹底をはかる。

文責:施設長 大島良彦

権利擁護委員会

I 現状と課題

- 特に身体拘束を中心に施設利用者に対する人権擁護がクローズアップされてきている。しらかば園に限らず、不祥事故、事件が軒並み増えているからに他ならない。障がい者支援施設の目的や存在意義を問われても、障がい者とはどんな人なのか、何を必要としているのか明確に答えられない支援者の存在が権利擁護を阻んでいる。

II 重点的取り組み

- 障がい者支援施設とは何をするところから始めて、研修を繰り返し、清明会の考え方を身につけてもらう以外ないのかもしれない。
- とにかく、何が悪くて何が正しいのか社会福祉法人清明会の基準を嫌でも身につけてもらうことがしらかば園の職員としての最低限の存在意義であることを解つてもらう。
- 以上のため、職員の研修を計画的に進めていく。

文責：施設長 大島良彦

令和3年度 PT・OT・ST

1、現状と課題

高齢化から食事中に物を詰まらせる、咽るといったヒヤリハットや転倒による事故やヒヤリハットも増えている。まずは安全を優先する事が大切であるが、急性期が過ぎた後、どの様にご利用者様に機能を回復して頂くか、機能を維持して頂くかが、その後のご利用者様の人生にも大きく関わってくる。PT・OT・ST の先生に相談し、安全面への配慮と共に、その後のリハビリ活動や具体的にどの様に機能を回復、維持できるかを相談する。各棟で食品を提供する活動は多いが、OT 技術をフィードバックした体を動かし楽しむ活動は依然少ない。

2、重点的取り組み

①PT・・年 4 回、理学療法士による施術によるカルテの作成

- ・理学療法士の指示に基づく機能回復、残存機能の維持について、日々のリハビリテーション方法の相談及び計画的実践。
- ・理学療法による再評価

②OT・・年 4 回、作業療法士によるレクリエーション技術の指導

- ・高齢障がい者の余暇活動、少人数グループ活動の実践
- ・レクリエーション技術の棟へのフィードバックを行い楽しく体を動かす
- ・体力維持や棟内、体育館活動への導入及び啓蒙

③ST・・年 4 回、言語聴覚士による指導及び必要に応じての相談

- ・咀嚼、嚥下機能の回復、維持、食形態、食事介助術の助言
- ・機能回復、機能維持に対しの具体的方法の相談及び計画的実施
- ・危険を感じた際は早めに電話等でも相談する

令和3年度 OT・PT・ST 日程

4月21日（水）	内藤 ST
5月20日（木）	佐藤 OT 全体講義
6月17日（木）	横川 PT
7月9日（金）	佐藤 OT 東棟2階
8月18日（水）	内藤 ST
9月9日（木）	横川 PT
10月6日（水）	佐藤 OT 東棟1階
11月24日（水）	内藤 ST
12月16日（木）	佐藤 OT 西棟・LS
1月20日（木）	横川 PT
2月16日（水）	内藤 ST
3月17日（木）	横川 PT

障がい者短期入所事業しらかば園

I 現状と課題

今年度も、しらかば園生活介護利用者のセイフティーネットとしての役割は充分に果たせたのではないかと思われる。

このことに関しては、今後も現状維持を考えいかれればと思う。

それ以外での利用が昨年度は極端に減り、地域のニーズからかけ離れてしまっているようにも思われる。 積極的な受入が必要。(入所の利用者の定員が減っているにもかかわらず、受入困難なのはおかしい)

II 重点的取り組み

- ① 短期入所用の居室を明確にし、いつでも利用できるように確保する。
- ② 東京都及び長野県在住の障がい者(児)を優先して、各区市町村に短期入所の支給申請をして、受給者証を交付された方を対象に、利用契約を締結した上で利用して頂く。
- ③ 利用定員は4名とし、ご本人の状況及び入所理由等を勘案して各生活棟に入つて頂く。入所期間中の活動等については、ご本人、ご家族の希望を勘案し、契約書に従い、ご本人の状況を見て決定する。
- ④ 長野県単事業であるタイムケアー事業を併用して、日中だけの受け入れなどを利用者の状況、希望等により臨機応変に対応していく。

文責:施設長 大島良彦

特定相談支援事業
しらかば園
特定障がい児相談支援事業

I 現状と課題

昨年度より専従の商談支援専門員が配置されたことで相談件数は飛躍的に伸びている。
新規の登録者も増え、事業拡大してきている。
特に障がい児の計画相談が増えており、地域のニーズに即した展開ができたと思われる。

II 重点的取り組み

- ① 常勤専従の相談支援専門員を一名配置し、要請に応じられるよう事業展開する。
- ② ①によりこれまで依頼が多かった障がい児の相談支援を受け入れる。
- ③ 月曜日から金曜日までの 9 時～17 時の営業とし、電話、訪問、来所等により相談を受け付ける。
- ④ 相談支援専門員は受け付けた障がい児・者の生活全般に係わる相談、サービス等利用計画の作成及び継続的なモニタリングを行う。
 - ・生活全般の相談
 - ・地域の障がい福祉サービス事業者等の情報提供
 - ・サービス等利用計画の作成
 - ・訪問によるモニタリング
 - ・上記 4 項目に付帯する必要な支援、助言等

文責：管理者 大島良彦

清明会共同生活支援事業部(障がい者共同生活支援事業)

I 現状と課題

入居者の加齢に伴う支援の変化について行けない状況が続いており、職員が利用者の変化について行けず、転倒事故を起こしてしまうことが続いてしまった。

また、精神的に未成熟な利用者の職員への注意獲得行動から無断外出を繰り返し、警察のお世話になり、富士見町から厳しい警告を受けてしまい、振り回された結果になってしまった。しらかば園 LS 部との連携にも問題があり、根本的なところからの見直し、再編が必要なように思われる。

II 重点的取り組み

第Ⅱ富士見町グループホーム(仮称)」の建設を進め、職員体制の見直しを更に進め、利用者の望む生活環境を提供できるように職員体制を整えていく。

支援の具体的な内容は以下の通り

① サービス内容

- (1) 食事提供
- (2) 健康管理
- (3) 対人関係援助
- (4) 金銭管理援助
- (5) 日常活動援助
- (6) 就労・日中活動援助

② 実施場所・定員

- ・グリンサム(年度内閉鎖予定)
茅野市北山ペンションビレッジ滝見平
定員 4 名
- ・富士見町グループホーム
諏訪郡富士見町落合 9984-687
定員 6 名
- ・第Ⅱ富士見町グループホーム(仮称)(年度内開始予定)
住所:同上
定員 6 名(予定)
- ・地域移行体験ホーム
諏訪郡富士見町落合茅ノ木

③ しらかば園をバックアップ施設として緊急時及び日常的な連携支援をする。

令和3（2021）年度 就労支援事業部
就労継続支援A型事業所 「J u m p i n'」 事業計画

1 現状と課題

（1） 現状について（総評）

事業開始から5年目を迎える製造販売のみならず、災害時用のパンの缶詰製造、移動販売車の完成、富士見町内での空き店舗を利用してのアンテナショップ開設等を成し遂げることが出来ました。また24時間テレビでの放映をはじめマスメディアに多く取り上げられ「J u m p i n'」の存在感をアピールできた1年でした。また一方で昨年初旬から発生した「新型コロナウィルス」感染症の流行により状況が大きく変化し収束の見通しが見受けられず、休業を止む無く実施せざるを得ないのも事実でした。

今後は「ニューノーマル」という言葉からも作業環境や販売環境等を従前の方々から新たに模索しつつ事業運営を行っていかなければと考えます。

（2） 現状について（主たる事業所）

現在、主たる事業所の事業は、「パン製造部門 1号館」「パン製造部門 2号館」「ジビエ製造部門」「売店業務部門」「受託作業部門」及び「移動販売部門」の6部門に分かれています。

「パン製造部門 1号館」では、日常的に食するパンの製造を中心に製造販売を行いました。定期的な出店販売やイベント等が減少するなか、個別注文の配送を実施しましたが、従前の売上には遠く及びませんでした。

「パン製造部門 2号館」では、災害時用のパンの缶詰の検体検査が終了し、缶詰のデザインやロゴ等が完成、年度後半より営業活動を行いましたが、感染症の影響でプレゼンテーション等は限定されたものとなりました。

「ジビエ製造部門」は、予定していた調理経験のある職員が年度後半に退職となり今年度も関わることが出来ませんでした。

「売店業務部門」では、感染症の影響で来客数がほぼ0となり、ジュース類、菓子や惣菜等の売上は職員や利用者のみとなりました。

「受託作業部門」では、町内の「かぼちゃん農園」よりドライルバーブの加工及び袋詰め作業を受託していますが受託量は感染症の影響で0でした。

また新規に「乾燥レーズン選定作業」を受託し、パン製造の空き時間や体調等により配慮の必要な利用者が携わる予定でしたが、輸入品のため昨年度5月以降は受託数が0でした。また年度中盤より再開しましたが利用者の出勤状況が不安定であったので、受託は見合わせていました。

「移動販売部門」では、町内29ヶ所の公民館の内、半数以上で販売を行いました。先述しました24時間テレビ放映の影響もあり評判は上々でした。しかし、感染症の影響で継続しての販売は行えず都度チラシ配りや訪問から始める事業展開となりました。

(3) 現状について（従たる事業所）

従たる事業所の事業は、一般企業からの受託作業を行っています。「株式会社うめはら」より従前からの「ドライフルーツカット作業」に加え、「冷凍ゆず選別作業」を受託しています。特に後者の受託作業量は他の福祉施設では設備的に受託不可であり福祉施設では当事業所のみ受託しています。しかし感染症の影響からしらかば園の実習生の作業が全く出来ない時期もあり、受託作業量は安定しませんでした。また「乾燥レーザン選定作業」を主たる事業所と並行して受託する予定でしたが前述のとおり、利用者の関わりが不安定なため、受託は控えました。

(4) 課題について

「新型コロナウィルス」感染症も一様に落ち着きが見受けられる状況にあるとの見方がある一方、地方都市での蔓延も未知数との狭間で、先述しました従前の作業環境や販売環境の見直しを手探りの状態で行わなければならないと考えます。また利用者も新たに増員することで定数に達しますが、作業能力があっても作業種が無いという状況を作り出さないように考慮しなければならないと考えます。

2 重点的取り組み

「新型コロナウィルス」感染症を警戒しつつ、「ウィズコロナ」や「ニューノーマル」の表現からも新しい対応を求められる1年となります。

「パン製造部門 1号館」については、原材料製造会社の倒産や業務縮小を受けまして、製造品目の見直しや対面販売を伴わない設置型販売を模索する予定です。

「パン製造部門 2号館」については、災害時用缶詰の販売拡大を行う予定です。接触を避けるためのプレゼンテーションは短時間で非接触が基本となりますが鋭意、営業活動を展開する予定です。

「ジビエ製造部門」については、調理経験者の職員がいませんが時間の調整がつく範囲で利用者と共に作業に従事したいと考えます。

「売店業務部門」については、来客者や出店販売の回復を待ちつつ、販売を継続する予定です。

「受託作業」については、受託作業がある期間は引き続き完成度や納品等に留意しながら、作業に従事することとします。

「移動販売部門」については、町内公民館、区及び社協等との連絡を適宜行い、稼動販売を継続していきたいと考えます。

利用者支援につきまして販売先の減少や作業種の減少が続く状況でも国等の助成等を活用することで、雇用を継続できるような支援を引き続き行っていきたいと考えます。また新しい環境に対応することも重要ですが「就労継続支援A型事業」の基本は、利用者が地域で生活し働く地域共生を目指すことです。地域資源の活用から地域資源の創出に向けての取組みをすることが5年目を迎える「Jumpin'」の使命であると職員一同が認識していきたいと考えます。

今年度も引き続き、どのような状況においても地域に根ざした事業所であり続けること、利用者が安定的及び継続的に就労できる場所として職員の作業の専門性及び支援の質の向上を目標にしていきたいと考えます。

文責 就労支援部長 根村 隆司

相談支援事業 諏訪圏域障がい者就業・生活支援センター 事業計画

1 現状と課題

令和2年度は、前年度から続いていた米中貿易摩擦に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令等により、地域経済が大きく低迷するなどの影響を受けました。企業は業務量の大幅な減少に伴い、出勤日数の調整や休業を余儀なくされたこともあり、有効求人倍率は一時1倍を下回り、障害者雇用もその打撃を受けました。その後、緊急事態宣言の解除や景気回復のための施策が講じられたことにより、少しづつ持ち直してきているものの、景気は二極化しており、先行きの不透明感も残っております。

障害者雇用を取り巻く環境としては、令和3年3月に障害者の法定雇用率が2.3%（0.1%の上昇）となり、雇用情勢は厳しいながらも企業の障害者雇用に対する検討は着実に進んでいくものと考えております。

当センターにおいては前年度、新規のセンター利用登録者数が約40人と例年の半分程度まで減少しました。また、雇用情勢の悪化に伴い職場実習が行えず、障害福祉サービス等から一般企業への就職につながった件数も極端に少なく、就職件数は例年の7割程度まで減少しました。その反面、相談支援件数は前年同等の3千件近くとなっており、将来への不安を抱える方や就労上の困難性が高い方の支援が増加していることがうかがえます。

当センターは地域において必要とされる支援機関となり、ご本人やご家族、福祉や医療などの関係機関、雇用する企業からの相談も増加しています。また昨年度は、初めて障害者雇用を行う企業や、障害はないものの職場において不適応状態にある従業員に対する相談支援など多岐に亘る活動を行うことにより、その役割を果たせるようになりました。それゆえに、地域からセンターに対するご意見やご要望等も多く寄せられるようになり、そのご期待にお応えしていくために日々活動しておりますが、現実的にはニーズに追いつかない状態となっており、支援活動のひっ迫が懸念されます。

上記状況ではありますが、今後も地域においてその役割を果たしていくべく、関係機関の方々にもご協力いただきながら、全職員が一丸となって支援にあたってまいります。

2 重点的取り組み

(1) センター事業目標値（労働局へ新年度に報告、数値は予定）

*職業準備訓練及び職場実習のあっせん件数 40件

*就職件数 45件

*就職率 74%

*令和2年4月から令和3年3月までに就職した者の中、

1年経過後の職場定着率 84%

*在職者交流活動 4回

- (2) 就労意欲の増強や就労促進を図るため、登録者同士の交流を通じ、職員による支援では得難い知識等を得ていただくためのピアサポート活動を引き続き実施していきます。
- (3) 令和元年度より配置された生活困窮者等支援及び地域関係機関支援を主に行う就業支援担当者による、行政機関に設置されている生活就労支援センターに対する助言援助及び共同支援、就労支援を行う福祉事業所に対する支援水準の底上げを目的とした研修会を引き続き実施していきます。
- (4) 支援力向上を目的とした研修会等への積極的な参加と所内研修を定期的に実施し、支援者の方々の一方的な想いに偏らない適切な支援を行っていくことを目指します。
- (5) 一般企業への就職を目指して就労移行支援事業所や就労継続支援事業所に通所されている方が、一人でも多く就職されていかれるよう、支援事業所との連携を強化していきます。
- (6) 障害者雇用を促進させていくため、ハローワークや特別支援学校との連絡会議を定期的に行い、共同で雇用検討企業への訪問や雇用企業への定着支援を目的とした職場訪問、生徒保護者に対する情報提供等を積極的に実施していきます。

文責：主任就業支援ワーカー 秋山浩樹